

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 東京特殊電線株式会社
代表者名 取締役社長 立川 直臣
(コード番号 5807 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部長 北澤登与吉
TEL (0268) 34-5211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 97 期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、発行可能株式総数が効力発生日における発行済株式総数の 4 倍を超えないよう法制度化されたことに伴い、現行定款第 5 条(発行可能株式総数)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式の取扱いにつきまして、これまでの買取請求制度に加えて買増請求制度導入により株主の皆様へのサービス拡充を図るため、定款第 9 条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。併せて当条文の新設に伴い、現行定款の第 9 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任軽減等)及び定款第 38 条第 2 項(監査役の責任軽減等)の一部を変更するものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行 | 変更案 |
|--|---|
| 第 1 章 総則 第 1 条～第 4 条 (条文省略) | 第 1 章 総則 第 1 条～第 4 条 (現行どおり) |
| 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>176,000,000</u> 株とする。 | 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,200,000</u> 株とする。 |
| 第 6 条～第 7 条 (条文省略) | 第 6 条～第 7 条 (現行どおり) |

| 現行 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条</p> <p>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条</p> <p>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条</p> <p><u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> |
| <p>第9条 (条文省略)</p> | <p>第10条 (現行どおり)</p> |
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条</p> <p>当社の株主名簿、単元未満株式の<u>買取り</u>、手数料、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条</p> <p>当社の株主名簿、単元未満株式の<u>取扱い</u>、手数料、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> |
| <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第28条 (条文省略)</p> | <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>当該取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> | <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> |

| 現行 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(監査役の責任軽減等) 第38条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(監査役の責任軽減等) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>当該監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第6章 会計監査人 第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第43条～第46条 (条文省略)</p> | <p>第6章 会計監査人 第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第44条～第47条 (現行どおり)</p> |

3. 日程

- (1) 定時株主総会決議日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以上